

本日の会議に付した事件

令和 7 年第 2 回山元町議会定例会（第 4 日目）
令和 7 年 6 月 13 日（金）午前 10 時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 報告第 2 号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）
- 日程第 3 報告第 3 号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）
- 日程第 4 報告第 4 号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）
- 日程第 5 報告第 5 号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 6 報告第 6 号 山元町下水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第 7 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（山元町町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 8 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 9 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（山元町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 10 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（東日本大震災に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 11 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度山元町一般会計補正予算・専決第 2 号）
- 日程第 12 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度山元町水道事業会計補正予算・専決第 1 号）
- 日程第 13 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度山元町一般会計補正予算・専決第 1 号）
- 日程第 14 議案第 32 号 山元町行政手続デジタル化推進に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第 15 議案第 33 号 山元町民バスの設置及び運営並びに管理等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 34 号 山元町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 17 議案第 35 号 令和 7 年度 公安補助請 1 号 つばめの杜北線道路改良工事請負契約の締結について
- 日程第 18 議案第 36 号 令和 7 年度山元町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 議案第 37 号 令和 7 年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 議案第 38 号 令和 7 年度山元町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 陳情第 4 号 3000 万円のトイレ整備の再検討を求める陳情書（委員長報告）
- 日程第 22 議案第 5 号 山元町空家等の適切な管理に関する条例（委員長報告）
- 日程第 23 議案第 1 号 山元町議会ハラスメント防止等に関する条例
- 日程第 24 議案第 2 号 農作物へのカメムシ類防除に関する支援を求める意見書

- 日程第25 議発第 3号 公共事業関係予算等の確保を求める意見書
日程第26 委発第 4号 再審法改正を求める意見書
日程第27 閉会中の継続調査申し出について
日程第28 議員派遣の件
-

午前10時00分 開 議

議 長（菊地康彦君）ただいまから、令和7年第2回山元町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（菊地康彦君）日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、4番丸子直樹君、5番大和晴美君を指名します。

議 長（菊地康彦君）これから議長諸報告を行います。

議長諸報告は、お手元に配付のとおりでありますので、ご覧願います。

これで議長諸報告を終わります。

ここで、健康推進課長渡辺卓臣君から発言の申出がありますので、発言を許可したいと思います。

健康推進課長（渡辺卓臣君）はい、議長。それでは、一昨日の大和晴美議員からの一般質問の中で、5歳児検診の対象となる町内の子供の数についてのご質問がありましたが、答弁内容に一部誤りがありましたので、おわびの上、ご訂正いたします。

5歳児検診の対象となる町内の子供の数については、令和7年5月1日現在で65名であります。このうち、町内の保育所、幼稚園、認定こども園に通っている子供の数について60名とお答えいたしましたが、正しくは63名でございました。

以上でございます。

議 長（菊地康彦君）日程第2. 報告第2号を議題とします。

本件について、報告を求めます。

建設水道課長（山本勝也君）はい、議長。それでは、報告第2号専決処分の報告についてご報告申し上げます。

提案理由でございますが、道路改良工事に関し専決処分したのでこれを報告するものです。

3ページの専決処分書をお開きください。

契約の目的は令和6年度公安補助請1号つばめの杜北線道路改良工事、契約金額は5,361万9,500円、191万9,500円の増となります。いずれも消費税を含みます。

契約の相手方は株式会社横山産業であります。

5ページの資料No.1、議案の概要をお開き願います。

変更点のみ申し上げます。2の契約金額5,170万円を5,361万9,500円

に、191万9,500円、3.71パーセントの増、消費税をいずれも含みます。

5の工事の概要ですけれども、変更分になります。排水構造物工284メートルを300メートルに、残土処理工40立方メートルを180立方メートルに、水替工を新たに計上しております。

7の変更理由ですが、既設排水との接続調整を図るため排水構造物を増工したもの、工事実施における現地測量の結果、現場発生土量が設計土量より増加したことから、残土処理工を増工したもの、掘削施工の際、当初想定した以上の湧水があったことからポンプによる水替えを増工したもの、以上で報告第2号の報告を終わります。

議長（菊地康彦君）報告第2号専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）を終わります。

議長（菊地康彦君）日程第3. 報告第3号を議題とします。

本件について、報告を求めます。

建設水道課長（山本勝也君）はい、議長。報告第3号専決処分の報告について報告申し上げます。

提案理由でございますが、道路改良工事に関し専決処分したので、これを報告するものです。

3ページの専決処分書をお開きください。

契約の目的は、道改1号上平浜原線道路改良工事、契約金額は7,737万8,400円、367万8,400円の増、いずれも消費税を含みます。

契約の相手方は、株式会社岩見組であります。

5ページの資料No.2、議案の概要をお開きください。

変更点のみ申し上げます。契約金額7,370万円を7,737万8,400円に、367万8,400円の増額となります。4.99パーセントの増。

5の工事の概要、変更分になりますけれども、土床置換工を70立方メートル新たに計上しております。揚水暗渠管移設工57メートルを109.5メートルに増工しております。

7の変更理由でございますが、道路路床部の一部地盤において、掘削した際、路床に適さない材質であったことから、路床材の置換工にて施工する必要が生じたため、農業用揚水暗渠管が当初想定して以上に埋設されており、移設する必要が生じたため、以上で報告第3号の報告を終わります。

議長（菊地康彦君）報告第3号専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）を終わります。

議長（菊地康彦君）日程第4. 報告第4号を議題とします。

本件について、報告を求めます。

生涯学習課長（伊藤孝浩君）はい、議長。報告第4号専決処分の報告についてご報告申し上げます。

提案理由でございますが、山元町深山山麓少年の森拡張改修工事に関し、地方自治法の規定に基づき専決処分したので、これを報告するものであります。

2枚目の専決処分書をお開きください。

工事名は令和5年度債務山元町深山山麓少年の森拡張改修工事、契約金額は2億5,933万6,000円、契約の相手方は記載のとおりであります。

資料No.3、議案の概要をご覧ください。

変更点のみご報告いたします。2の契約金額についてですが、現契約金額2億5,465万円に468万6,000円を増額し、変更後の契約金額を2億5,933万6,000円とするものです。いずれも消費税を含む金額となっており、1.84パーセントの増となります。

5の工事の概要、変更分についてですが、1点目、放送設備スピーカーの設置として2基設置するもの、2点目としまして、防犯カメラの設置2基設置するもの、3点目、施設入口通路の舗装打替えとしまして310平方メートル追加するもの、4点目としてイベント広場の暗渠管の設置として40メートル設置するものであります。

参考として、裏面に変更箇所の平面図をつけておりますので、ご確認をお願いいたします。

表面に戻っていただきまして、7の変更理由でございますが、施設の安全性を確保するため、必要な工事を追加したものであります。

以上で報告第4号の報告を終わります。

議長（菊地康彦君）報告第4号専決処分の報告についてを終わります。

議長（菊地康彦君）日程第5. 報告第5号を議題とします。

本件について報告を求めます。

企画財政課長（桔梗俊幸君）はい、議長。報告第5号繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

1月の第1回議会臨時会及び3月の第1回議会定例会で明許設定いたしました令和6年度一般会計補正予算（第5号）及び（第6号）について、地方自治法施行令の規定に基づき確定した繰越額をご報告させていただくものです。

3ページをお開きください。

令和6年度一般会計繰越明許費繰越計算書になります。左から順に予算科目、事業名、金額等の記載となります。

初めに、2款総務費1項総務管理の定住促進対策事業についてですが、こちらは補助金の交付申請を年度末までに済ませた方々に対しまして、確実かつ切れ目なく交付できるよう繰越しをしたものです。

次に、3款民生費1項社会福祉費の住民税非課税世帯に対する給付金事業並びにその下段です。

7款商工費1項商工費の物価高騰支援商品券配付事業についてですが、こちらはいずれも国の予算成立の時期や、制度上令和6年度内での事業完了が困難であったことから繰越しをしたものです。

次に、8款土木費2項道路橋梁費の道路メンテナンス事業並びに道路交通安全施設等整備事業についてですが、こちらは国の補助金を有効に活用するため繰越しをしたもの、次に同じく下段です。4項住宅費の災害公営住宅管理事業については、相続財産清算人の選任に係る審判等に不測の日数を要したことから繰越しをしたものとなります。

結果、令和7年度に繰越しをした総額は1億3,934万5,343円となりまして、これらの財源の内訳につきましては、表に記載のとおりとなっております。

以上で報告第5号の説明を終わります。

議 長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これで質疑を終わります。

議 長（菊地康彦君）報告第5号繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

議 長（菊地康彦君）日程第6. 報告第6号を議題とします。

本件について報告を求めます。

建設水道課長（山本勝也君）はい、議長。報告第6号山元町下水道事業会計予算繰越計算書についてご報告申し上げます。

令和6年度山元町下水道事業会計予算の繰越しにつき、別紙のとおり報告するものです。

3ページをお開きください。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額です。左から款、項、事業名の順にご説明いたします。

1款資本的支出1項建設改良費山元町特定環境保全公共下水道事業効率的な事業実施のための計画見直し業務となります。

繰越しの理由は、上位計画である山元町都市計画マスタープランの見直しに伴い、当該計画との整合を図る必要があるためにあります。

以上で報告第6号の説明を終わります。

議 長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）報告第6号山元町下水道事業会計予算繰越計算書についてを終わります。

議 長（菊地康彦君）日程第7. 承認第1号を議題とします。

本件について説明を求めます。

税務課長（大和田紀子君）はい、議長。承認第1号専決処分の承認を求めるについてご説明申し上げます。

地方自治法の規定により、山元町町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

提案理由ですが、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律等の施行に伴い、山元町町税条例の一部を改正したので承認を求めるものであります。

資料No.4、条例議案の概要及び新旧対照表をご覧ください。

主な改正内容ですが、1点目としまして公示送達に関する省令改正に伴う改正です。インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴い、公示送達についてインタ

一ネットを用いて閲覧できる状態に改正するものです。

2点目は、特定親族特別控除の創設に伴う改正になります。現下の厳しい人手不足の状況において、特に大学生年代のアルバイトの就業調整への対応と、大学生年代の子供を持つ親の負担軽減策として創設され、現行103万円までの大学生年代の子等の給与収入について150万円までを対象とする新たな特別控除を創設するものです。なお、この給与収入が150万円から188万円の場合には控除額に段階を設けて控除になります。

3点目は、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う改正です。排ガス規制の適用開始に伴い、現行の50cc原付バイクについてはこの規制をクリアすることが困難であることから、今後の生産販売の継続が行われない見込みとなっております。これに代わり、総排気量50cc超125cc以下のクラスのバイクの最高出力を50cc原付バイク相当の4キロワット以下に制御した新基準原付バイクが販売される予定となっております。通常、90cc超125cc以下のバイクは年額2,400円の軽自動車税が課されるところ、この新基準原付については現行の50cc原付バイクと同額の年額2,000円とするものです。

4点目は、マイナ免許証の運用開始に伴う規定等の整備です。令和7年3月24日からマイナ免許証が運用開始となったことに伴い、軽自動車税減免申請時の運転免許証提示に係る規定を整備するものであります。

5点目は、加熱式たばこに係る町たばこ税の特例です。加熱式たばこについて、紙巻きたばこより税負担水準が低いことから税負担差を解消するため、国たばこ税見直しに伴い所要の改正を行うものです。

裏面をお開きください。6点目として、法律改正による引用条項のズレ及び文言の整理等を行っております。

2、施行期日については記載のとおりです。

以上で承認第1号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

3番、遠藤龍之君の質疑を許します。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。主な改正内容の中の（2）の特定親族特別控除の創設に伴う改正の中、町に影響、多分町民にとってはいいことなんだろうけれども、町にとってこのことによる影響はあるのかないのか。あればどういう内容のものか、お尋ねいたします。

税務課長（大和田紀子君）はい、議長。ただいまのお尋ねであります。これまでこの年代については親の控除がございました。ただし、これまで103万円まででしたが、今回は150万円に拡大されるということになりますが、一方で、130万円になると親の扶養から外れると言われます。130万円で扶養が外れることですか、106万円の社会保険の壁等が挙げられますので、こちらに関して就業調整がここまで拡大するとは想定されないこともありますので、町における影響については小さいものと考えております。

以上です。

議 長（菊地康彦君）そのほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議 長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから承認第1号専決処分の承認を求めるについて（山元町町税条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

承認第1号は原案のとおり承認されました。

議 長（菊地康彦君）日程第8. 承認第2号を議題とします。

本件について説明を求めます。

税務課長（大和田紀子君）はい、議長。承認第2号専決処分の承認を求めるについてご説明申し上げます。

地方自治法の規定により山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

提案理由ですが、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、山元町国民健康保険税条例の一部を改正したので承認を求めるものであります。

配付資料No.5、条例議案の概要及び新旧対照表をご覧ください。

改正内容ですが、1点目は課税限度額の引上げになります。基礎課税額に係る賦課限度額を現行の65万円から1万円引き上げ66万円に、後期高齢者支援金に係る課税限度額を現行の24万円から2万円引き上げ26万円とするもので、高所得層の負担を上げて中間所得層の負担緩和につなげるものであります。この改正により、介護分も含めた限度額の総額は109万円になります。

2点目は、低所得者に係る保険税軽減の拡充です。現下の物価の動向等の経済状況等を踏まえ、低所得者に係る保険税軽減を拡充するもので、軽減対象となる世帯の軽減判定所得を5割軽減については29万5,000円から30万5,000円に、2割軽減については54万5,000円から56万円に引き上げるもので、軽減判定を見直さないとい物価上昇の関係で軽減から外れる世帯が出てくることから、軽減を現在受けている世帯が生活水準が変わらなければ引き続き軽減を受けることができるよう、改正を行うものであります。

2の施行期日等については令和7年4月1日から施行し、令和7年度以後の国民健康保険税に適用するものです。

以上で承認第2号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議 長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

3番、遠藤龍之君の質疑を許します。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。このことによる国保会計の増減というのは多くなるのか少なくなるのかをお尋ねいたします。

税務課長（大和田紀子君）はい、議長。ただいまのお尋ねですが、今回限度額が上がることに加え、令和7年度で税率を引き上げておりますので、限度額該当は若干増えるものと見込んでおりますので、その分、アップするのではないかと考えております。

以上です。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。2点目のほうは。

税務課長（大和田紀子君）はい、議長。こちらについては、軽減判定に使うだけですので、税収に直接関係するものではなく、軽減した分については財政的な手当てがございますので、この分での税収への影響はないものと考えております。

以上です。

議長（菊地康彦君）そのほか、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから承認第2号専決処分の承認を求めるについて（山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

承認第2号は原案のとおり承認されました。

議長（菊地康彦君）日程第9. 承認第3号を議題とします。

本件について説明を求めます。

税務課長（大和田紀子君）はい、議長。承認第3号専決処分の承認を求めるについてご説明申し上げます。

地方自治法の規定により、山元町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

提案理由ですが、離島振興法第20条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令の施行による地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、山元町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する固定資産税の課税免除に関する条例を改正したので承認を求めるものであります。

配付資料No.6、条例議案の概要をご覧ください。

1の改正内容については、対象とする家屋等の設置の終期を令和7年3月31日から令和10年3月31日に改めるものです。

2の施行期日は令和7年4月1日です。

現在、町内での該当はございません。

以上で承認第3号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから承認第3号専決処分の承認を求めるについて（山元町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

承認第3号は原案のとおり承認されました。

議長（菊地康彦君）日程第10. 承認第4号を議題とします。

本件について説明を求めます。

税務課長（大和田紀子君）はい、議長。承認第4号専決処分の承認を求めるについてご説明申し上げます。

地方自治法の規定により東日本大震災に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

提案理由ですが、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料の免除措置等に対する財政支援の延長についてにおいて、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者に係る国民健康保険税の減免を要する費用の財政支援が延長されたことから、東日本大震災に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正したので承認を求めるものであります。

資料No.7、条例議案の概要及び新旧対照表をご覧ください。

1の改正内容につきましては、原発事故に伴う避難指示区域等から本町に転入し、国民健康保険に加入した被保険者の令和7年度分の国民健康保険税を減免するものです。この特例措置については被保険者間の公平性を確保するとともに、十分な経過措置を講じる観点から令和5年度から段階的に縮小しているものであります。

表をご覧ください。令和7年度の減免割合、減免要件については記載のとおりとなっています。令和7年度は全額減免世帯が2世帯6人、半額減免が5世帯12人が該当となっております。

2の施行期日等については、令和7年4月1日から施行し、令和7年度分の国民健康保険税に適用するものです。

以上で承認第4号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから承認第4号専決処分の承認を求めるについて（東日本大震災に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）を採決します。お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

承認第4号は原案のとおり承認されました。

議長（菊地康彦君）日程第11. 承認第5号を議題とします。

本件について説明を求めます。

企画財政課長（桔梗俊幸君）はい、議長。承認第5号専決処分の承認を求めるについてご説明いたします。

令和6年度山元町一般会計補正予算を地方自治法の規定に基づき専決処分しましたので、これを報告し承認を求めるものであります。

3ページをお開きください。専決処分書になります。

令和6年度山元町一般会計補正予算は急を要するので地方自治法の規定により別紙のとおり令和7年3月31日付で専決処分したものであります。

5ページをお開きください。令和6年度山元町一般会計補正予算（専決第2号）になります。

初めに、今回の補正の規模についてですが、歳入歳出それぞれ9,430万円を減額し、総額を83億5,227万円としたものであります。

主な概要についてですが、決算収支の適正な水準化を図る取組として既定予算額と決算見込額に大きな乖離のある予算について、一定の基準等を設けて精査をし減額しております。また、各課に計上された人件費に関しましても、同様の取組から精査し減額しております。なお、これらの個々の説明につきましては省略させていただきます。

それでは、歳出予算からご説明いたします。20ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費です。初めに5目財産管理費についてですが、復興事業に

関する指定寄附がありましたので、積立金として10万円を増額したものです。

21ページをご覧ください。

続いて20目定住促進対策費についてです。1,971万1,000円を減額しております。こちらは移住定住支援補助金及び空き家家財道具等処分支援補助金の交付額確定に伴う不用額となります。

23ページをお開きください。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費についてです。533万9,000円を減額しております。主な理由としては、宮城県青果物価格安定相互保証協会負担金及びみやぎ米生産改善協議会負担金の負担額確定に伴う不用額の減額。また、新規就農者育成総合対策事業補助金については令和6年度内での事業採択見込みであったものが不採択となり、令和7年度事業へ再応募にすることに伴い6年度は減額したものになります。同じく下段、5目農地費についてです。676万4,000円を減額しております。主な理由としては、12節委託料において町内各排水機場の管理業務における電気料金の高騰分が当初見込みより少なく済んだこと及び、次ページをお開きください。18節負担金補助及び交付金です。こちらにおいて、排水路のしゅんせつ事業や維持管理事業への農業用施設維持負担金及び多面的機能支払交付金の交付額確定に伴い減額したものとなります。次も同じく9目東部地区整備費についてです。169万7,000円を減額しております。こちらは農地の不具合に対する各種対応工事等の実績に伴い減額したもので

25ページをご覧ください。

8款土木費2項道路橋梁費1目道路維持費についてです。488万8,000円を減額しております。まず初めに12節委託料についてですが、昨年度は降雪量が少なく除雪費用が軽減されたため、除融雪業務委託料を減額しております。また、次に14節工事請負費については道路補修工事請負費における各種工事の請け差等を減額しております。次に下段2目道路新設改良費についても、こちらも各種工事の請け差等100万円を減額したものであります。同じく下段3項河川費2目河川改良費についてです。280万円を減額しております。こちらは坂元地区排水対策事業等における測量設計業務の執行額の確定に伴い減額したものであります。同じく下段4項住宅費2目住宅安全対策費についてです。260万8,000円を減額しております。木造住宅耐震改修工事助成事業、危険ブロック塀除却助成事業の2つの補助金において、いずれも制度利用者が見込みを下回ったため減額したものであります。

26ページをお開きください。

9款消防費1項消防費2目消防施設費についてです。500万円を減額しております。初めに14節工事請負費についてですが、牛橋地区における防火貯水槽撤去工事の施工内容の変更に伴い減額したもの、次の18節負担金補助及び交付金については上下水道事業所、現在は建設水道課となります。そちらへの消防水利維持管理費の確定に伴い減額したものであります。

10款教育費1項教育総務費2目事務費についてです。4,348万1,000円を増額しております。27ページ上段をご覧ください。20節貸付金についてですが、奨学金の利用者が皆無であったため予算額の全額を減額し、一方、24節積立金において令和6年度末の奨学基金の廃止に伴い、その残高の全てを同日施行となります学校教育

基金へ積立てをするため増額したものです。

次に 28 ページをお開きください。

10 款教育費 6 項保健体育費 4 目学校給食費についてです。248万9,000円を減額しております。10節需用費については、給食食材費の実績、調理回数の確定に伴い減額したもの、また、12節委託料については学校給食運搬業務における請け差分を減額したものです。

29 ページをご覧ください。

12 款公債費 1 項公債費 2 目利子についてです。895万3,000円を減額しております。一時借入がなかったことやこれまでの借入れに伴う利子について、利子が当初の見積もりを下回ったことから減額したものです。

続いて、歳入予算についてご説明いたします。14 ページにお戻り願います。

1 款町税になります。1 項町民税から 4 項町たばこ税につきましては、現年度課税分の決算を見込み、それぞれを増減したものとなります。

2 款地方贈与税から、16 ページになりますがお開きください。10 款地方特例交付金までにつきましては、それぞれの交付額の確定に伴い増減したものとなります。

次に 11 款地方交付税についてですが、7,646万9,000円を増額しております。そのうち特別交付税 9,093万2,000円については地域おこし協力隊や地方バス、本町でのぐるりん号の運行になります、などに要する経費の一部として交付決定されたものです。また、震災復興特別交付税 1,446万3,000円については、過年度事業における過大算定額として減額をしております。

17 ページをご覧ください。

15 款国庫支出金 2 項国庫補助金 4 目土木費国庫補助金、こちらについてですが、歳出でご説明いたしました危険ブロック塀除去助成事業や木造住宅耐震改修工事助成事業に係る事業等の交付額確定に伴い 178 万 4,000 円を減額したものです。

次に 16 款県支出金 2 項県補助金 4 目農林水産業費県補助金についてですが、こちらも歳出でご説明いたしました多面的機能支払交付金事業や新規就農者育成総合対策事業費の交付額の確定に伴い 450 万 3,000 円を減額したものになります。同じく 6 目の教育費県補助金についてですが、こちらもそれぞれの補助額の確定に伴い減額しております。

18 ページをお開きください。

18 款寄附金 1 項寄附金 1 目寄附金についてです。28 万 6,000 円を減額しております。こちらの内訳ですが、ふるさと納税寄附金については歳出でご説明いたしました学校給食費の減額に伴い、その財源分 145 万 6,000 円を減額しまして、合わせて 3 件の指定寄附 117 万円を増額したものとなります。

次に 19 款繰入金 2 項基金繰入金 1 目基金繰入金ですが、歳出でご説明いたしました奨学基金の廃止に伴い基金残高の全額 5,737 万 3,000 円の取崩しの増と、各種基金の取崩し減により合計で 2 億 4,589 万 3,000 円を減額したものとなります。

19 ページをご覧ください。

22 款町債 1 項町債 5 目土木費についてです。こちらも歳出でご説明いたしました道路新設改良費等の減額に伴い、過疎対策事業債 100 万円及び緊急自然災害防止対策事業債 740 万円を減額したものとなります。

続いて、地方債の補正についてご説明いたします。10ページにお戻り願います。

過疎対策事業債の限度額についてですが、ただいま申し上げました道路新設改良費の減額に伴い4億6,630万円から100万円を減額し、4億6,530万円としたものと、緊急自然災害防止対策債についても道路維持工事費及び河川改良費の執行額の確定に伴い5,720万円から740万円を減額し、4,980万円としたものです。

以上で承認第5号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから承認第5号専決処分の承認を求めるについて（令和6年度山元町一般会計補正予算・専決第2号）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

承認第5号は原案のとおり承認されました。

議長（菊地康彦君）日程第12. 承認第6号を議題とします。

本件について説明を求めます。

建設水道課長（山本勝也君）はい、議長。承認第6号専決処分の承認を求めるについてご説明申し上げます。

令和6年度山元町水道事業会計補正予算を地方自治法の規定に基づき専決処分したので、これを報告し承認を求めるものであります。

3ページをお開き願います。専決処分書になります。

令和6年度山元町水道事業会計補正予算は、急を要するので地方自治法の規定により別紙のとおり令和7年3月31日付で専決処分したものであります。

5ページをお開き願います。

令和6年度山元町水道事業会計補正予算（専決第1号）になります。

9ページ、10ページをお開き願います。

収益的収入について、1款水道事業収益1項営業収益3目その他営業収益について、150万円を減額しております。その要因でありますが、操出基準に基づく一般会計からの負担金、消火栓の維持管理に要する経費が確定したことにより減額したものであります。

次に資本的収入について、1款資本的収入2項工事負担金1目工事負担金について、100万円を減額しております。その要因でありますが、操出基準に基づく一般会計からの負担金、消火栓の設置に要する経費が確定したことにより減額したものであります。

5ページにお戻り願います。

第2条令和6年度山元町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正したものであります。

支出。第1款水道事業収益を150万円減額し、総額3億9,697万4,000円としたものであります。

第3条予算第4条中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億624万円を1億724万円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額443万円を542万9,000円に、損益勘定留保資金1億181万円を1億181万1,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入。第1款資本的収入を100万円減額し、総額5,829万6,000円とするものです。

以上が承認第6号の説明となります。よろしくお願ひ申し上げます。

第2条のところで、収益的収入を支出と読んでしまったので、収入と訂正させていただきます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから承認第6号専決処分の承認を求めるについて（令和6年度山元町水道事業会計補正予算・専決第1号）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

承認第6号は原案のとおり承認されました。

議長（菊地康彦君）日程第13.承認第7号を議題とします。

本件について説明を求めます。

企画財政課長（桔梗俊幸君）はい、議長。承認第7号専決処分の承認を求めるについてご説明いたします。

令和7年度一般会計補正予算を地方自治法の規定に基づき専決処分しましたので、これを報告し承認を求めるものであります。

3ページをお開きください。専決処分書になります。

令和7年度山元町一般会計補正予算は、急を要するので地方自治法の規定により別紙のとおり令和7年4月14日付で専決処分したものであります。

5ページをお開きください。

令和7年度山元町一般会計補正予算（専決第1号）になります。

初めに、今回の補正の規模についてですが、歳入歳出それぞれ 512万9,000円を追加し総額を 83億9,770万6,000円としたものであります。

13ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費6目企画費についてです。512万9,000円を増額しました。令和5年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金国庫補助金の返還金の確定に伴い、急を要したため増額したものであります。なお、歳入は財政調整基金の取崩しにより対応しております。

以上で承認第7号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから承認第7号専決処分の承認を求めるについて（令和7年度山元町一般会計補正予算・専決第1号）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

承認第7号は原案のとおり承認されました。

議長（菊地康彦君）この際、暫時休憩といたします。再開は11時5分、11時5分再開であります。

午前10時56分 休憩

午前11時05分 再開

議長（菊地康彦君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（菊地康彦君）日程第14. 議案第32号を議題とします。

本件について説明を求める。

デジタル政策推進課長（武田賢一君）はい、議長。議案第32号山元町行政手続デジタル化推進に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、急速に進展する少子高齢化や人口減少社会におきまして行政に対する要求要望の多様化及び複雑化により、業務のデジタル化と組織文化の見直し、DXの取組が求められており、その一環としましてコミュニケーションアプリLINEを活用した公共施設予約、各種証明書の交付申請等のオンライン化を開始するに当たりまして関係する法令について所要の改正を行うため提案するものであります。

資料No.8、条例議案の概要及び新旧対照表をご覧ください。

条例議案の概要1、主な改正内容ですが、今回の条例改正は公共施設予約、各種証明書の交付申請等のオンライン化を開始するに当たり、関係する3つの条例の一部改正をまとめて提案するものであります。

第1条では、山元町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正するものです。1つ目、定義につきまして、県の条例で定める町が処理する事務と期間等の中に指定管理者をおのおの追加するものであります。

2つ目、町の機関等による情報システムの整備等につきましては、自治体DX推進のため必要な政策の実施、安全信頼性の確保、手続の簡素化、合理化に努めることを追加するものであります。

3つ目、電子情報処理組織による申請等につきましては、個人番号カードを使用しオンラインで申請する場合の署名は省略して本人確認が実施できることと、使用料や手数料の納付方法にキャッシュレス決済を可能とすることを定めたものであります。

4つ目、電子情報処理組織による処分通知等につきましては、これまで書面で行っていた処分通知などにつきましても規則で定めることによりまして電子的に行うことができるなどを定めるものであります。処分通知の一例となりますが、公共施設の使用許可証などが挙げられます。

概要書の裏面をご覧ください。

5つ目、適用除外につきましては、申請等に係る事項に虚偽がないことなどを対面により確認する必要がある場合などを適用除外とし、新たに定めるものであります。例としまして、オンラインで申請した場合、署名等が省略できるようになります。対面による聞き取りや記載記入が必要となった場合、判断された場合などが例として挙げられます。

6つ目、添付書類等の省略につきましては、個人番号カードを使用しオンラインで各種申請等を行った場合、町で確認が可能な内容であれば添付する書類等の提出を省略できることを新たに定めるものであります。例としまして、申請の際提出が必要とされる税情報などが挙げられます。

3つ目としまして、情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正につきましては、デジタル技術を扱うことができる人とできない人との間に生じる格差の是正に向けて取組を推進していくことにつきましても、新たに定めるものであります。

次に、第2条関係になります。山元町手数料条例の一部を改正する条例についてですが、各種証明書等の送付を郵便請求する場合につきまして、発行に係る手数料のほかに郵送に要する費用を負担するものを定めるものであります。

次の第3条山元町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてですが、電子情報処理組織を利用し個人番号カードを使用して印鑑登録証明書の交付を申請する場合は、印鑑登録証の提出を要しないことを定めるものであります。

2の施行期日につきましては、令和7年7月1日とするものであります。

以上で議案第32号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。―― 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから議案第32号山元町行政手続デジタル化推進に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第32号は原案のとおり可決されました。

議 長（菊地康彦君）日程第15. 議案第33号を議題とします。

本件について説明を求めます。

町民生活課長（鈴木宏幸君）はい、議長。では、議案第33号山元町町民バスの設置及び運営並びに管理等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、山元町町民バスの使用料についてこれまで減免措置により対応していた障害のある方等に係る使用料を、新たに使用料の額として定めるに当たり所要の改正を行うため提案するものであります。

それでは、お手元に配付の資料No.9、条例議案の概要及び新旧対照表をご覧ください。

初めに1、改正内容ですが、具体的な改正内容の説明の前に改正の経緯及び概要を簡単に申し上げます。本改正につきましては、今年1月から開始した町民バスの実証運行に併せて見直し改定を行いました使用料に関し、条例に定める使用料の額と条例施行規則に定める減免措置の適用の兼ね合いから障害のある方の使用料に一部負担増が生じております。これによって、見直しを求める声が寄せられておりますが、この障害者の方の負担増という部分につきましては、さきの改定において意図したものではなかったことなどを踏まえ、早期に現状を改めたく改正を行うものであります。なお、これまで規則にて減免対象者という位置づけで対応しておりました障害のある方について、条例に障害者等の区分を新たに設け、その使用料の額を定めることとしております。また、今回定める障害者等の使用料の額は、実証運行開始以前区分一般に該当する障害者等の減免措置適用後の使用料が、75歳以上の方や小中学生の使用料と同水準、同額であったこと等を基準しております。

では、具体的な改正内容についてご説明いたします。

（1）条例第10条、使用料減免に係る記載となります。うち障害者その他必要と認めるものを必要と認めるものに改めます。

次に（2）使用料の額を定めた第7条別表の改めについてですが、まず、普通乗車券の項目をご覧ください。こちらは現在定めております区分一般75歳以上のもの、小中高生、未就学児に加え新たに障害者等の区分を設け、乗車1回1人につき100円とし、現行の75歳以上のもの、小中高生と同額といたします。併せて、障害者等のうち75歳以上のもの及び小中高生を乗車1回1人につき50円として、現在の同区分の減額措

置適用後の額と同額といたします。また、回数乗車券及び定期乗車券の項につきましても同様の区分を追加し、金額については記載のとおりとなります。なお、その他の表中の記載に変更はございません。

これに加え、現在規則にて定めております障害者等の定義について、こちらは資料No.9の裏面になりますが、別表欄外に2を追記し、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方及びその介助人を障害者等の定義として定めます。

改正内容は以上となります、続けて資料No.9の裏面をご覧ください。

2、その他についてですが、今回の改正に伴いまして本条例施行規則に定めていた障害者等に係る減免規定は削除となります。

3、施行期日につきましては令和7年7月1日としております。

以上で議案第33号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第33号山元町町民バスの設置及び運営並びに管理等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第33号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第16. 議案第34号を議題とします。

本件について説明を求めます。

地域福祉課長（齋藤剛君）はい、議長。それでは、議案第34号山元町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い所要の改正を行うため提案するものであります。

7ページの資料No.10、条例議案の概要及び5ページの新旧対照表をご覧ください。

1の改正内容でございますが、1点目としまして、地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化を図るもので、職員の人材確保が困難となっている現状を踏まえまして、センターによる支援の質を担保に柔軟な配置を可能とするもので、センターの運営状況を勘案して地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、センターに配

置すべき3職種の保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員において常勤換算法の適用を可能とするもので、非常勤を含む職員の1か月の勤務時間を常勤者1か月に勤務すべき時間で職員数を算出することができるようになります。また、センターにおける効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会が認める場合は、センターに配置すべき3職種の常勤職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該1のセンターがそれぞれ3職種の配置基準を満たすものになります。なお、複数のセンターを設置する場合は、1つのセンターに3職種のうち2職種以上の常勤職員を配置しなければならない改正となっております。

次に2点目としまして、第2条第2項及び第3条第3項におきまして、参考条項の改正を行うものになります。

2の施行期日につきましては、公布の日とするものです。

以上で議案第34号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第34号山元町地域包括センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第34号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第17. 議案第35号を議題とします。

本件について説明を求めます。

建設水道課長（山本勝也君）はい、議長。議案第35号令和7年度公安補助請1号つばめの杜北線道路改良工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

地方自治法の規定により、下記のとおり契約を締結することができるものです。

契約の目的、令和7年度公安補助請1号つばめの杜北線道路改良工事。契約の方法、指名競争入札。契約金額5,522万円、消費税を含みます。契約の相手方、株式会社クリワダでございます。

提案理由でございますが、つばめの杜北線道路改良工事請負契約の締結に当たり、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものであります。

3ページの議案の概要をお開き願います。

5の工事の場所でございますが、山元町山下地内となっております。

5ページの工事の概要のところに位置図があります。昨年度の施工箇所から西側に延

長します。

3ページにお戻り願います。

工事の概要ですが、施工延長465メートル、施工工種は記載のとおりとなっております。数量等も記載のとおりとなっております。また、4ページに入札執行調書を添付しております。

7の工期でございますが、議決された日の翌日から令和8年3月10日までござります。

以上で議案第35号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第35号令和7年度公安補助請1号つばめの杜北線道路改良工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第35号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第18. 議案第36号を議題とします。

本件について説明を求めます。

企画財政課長（桔梗俊幸君）はい、議長。議案第36号令和7年度山元町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正の規模でありますが、歳入歳出それぞれ1億281万6,000円を増額し総額を85億52万2,000円とするものです。

それでは、歳出予算からご説明いたします。10ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費6目企画費についてです。300万円を計上しております。初めに18節負担金補助及び交付金の250万円につきましては、地区集会所への備品整備等に対するコミュニティー助成事業補助金となります。対象は高瀬区、高瀬地区農村集落多目的センターへのエアコン等の備品整備に係る補助金となります。なお、こちらの財源は全額自治総合センターからの助成金となります。同じく24節積立金、こちらについてですが、先月28日あぶくま信用金庫さまから50万円の企業版ふるさと納税寄附金の贈呈がありましたので、その全額をまち・ひと・しごと創生推進基金に積立てをするものです。次に11目諸費です。66万円を計上しております。こちらの補助金も生活センター等の改修補助金となります。対象地区は浅生原区となります。次に23目定額減税調整給付金です。6,410万円を計上しております。こちらは物価高騰

対策として昨年度に実施しました定額減税給付金事業において、昨年度の当初調整給付では推計所得税を用いて算定しておりましたが、令和6年中の所得税が年末調整や確定申告によって確定したことにより、調整給付額に不足が生じる方々に対して今回新たに追加で給付するための所要経費及び給付額を計上するものです。なお、こちらの財源は、全額国からの交付金となります。

次に2款総務費3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費です。こちらは戸籍氏名の振り仮名の法制化に係る社会保障税番号制度システム整備費補助金の交付決定に基づき、財源内訳の変更をするものです。

次に3款民生費1項社会福祉費2目老人福祉費です。280万5,000円を計上しております。こちらは介護保険事業特別会計への繰出金となります。その内容は亘理町と共同設置をしている介護認定審査会において、審査会運営の効率化とデジタル化の推進を図るため、会議資料のペーパーレス化を実施する事業費への繰出金となります。なお、こちらの財源の2分の1は国からの交付金となります。

11ページをご覧ください。

6款農業水産業費1項農業費3目農業振興費です。2,249万1,000円を計上しております。新規就農者の育成に係る事業要望が採択されたことにより、当該補助金を計上するものです。財源は全額県補助金となります。同じく5目農地費です。442万2,000円を計上しています。こちらは排水機場の点検により早急に修繕が必要となった設備の修繕費となります。同じく6目食料需給総合対策費です。こちらは補助金の金額の確定に伴い、地域水田農業推進協議会への補助金を増額するものです。財源は全額県支出金となります。

次に9款消防費1項消防費4目災害対策費です。70万円を計上しております。こちらは、先ほどご説明いたしました総務費と同様のコミュニティー補正事業補助金のうち、防災組織の育成に係る補助金となっております。対象は桜塚地区で、集会所への発電機や消火器及び拡声器等の備品整備に係る補助金となります。

次に10款教育費2項小学校費になります。こちらは県の緊急スクールカウンセラー等活用事業交付金の内示に伴い、財源内訳を変更するものです。同じく3項中学校費の425万円、こちらの計上につきましても県の緊急スクールカウンセラー等活用事業交付金の内示に伴って、日中の教室内に学習指導員を派遣する学習支援活動の拡充を図るための委託料を増額するものです。

12ページをお開きください。

10款教育費5項社会教育費です。寄附金や教育費委託金の内示等に伴い、財源内訳の変更をするものであります。

続いて、歳入予算についてご説明いたします。8ページにお戻りください。

15款国庫支出金から16款県支出金についてですが、こちらにつきましては先ほど歳出予算でご説明したとおりの内容ですので、説明を省略させていただきたいと思います。

次に17款財産収入です。510万円を計上しております。こちらは町有地の売払い収入となります。場所は旧農産物直売所夢いちごの郷の跡地となります。

9ページをご覧ください。18款寄附金及び1つ飛ばして21款の諸収入になります。こちらにつきましても、先ほど歳出予算でご説明したとおりの内容ですので、説明を省

略させていただきます。

次に1つ戻りまして、19款繰入金です。964万1,000円の減額です。今回の補正予算に係る財源調整として各基金からの取崩し額を減額するものです。

最後に、債務負担行為の補正についてご説明いたします。また4ページにお戻り願います。

第2表債務負担行為補正です。再編小学校民間活力導入可能性調査等業務に要する経費を、今年度から来年度までの2か年で予算限度額を2,060万円と設定させていただくものです。

以上で議案第36号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第36号令和7年度山元町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第36号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第19. 議案第37号を議題とします。

本件について説明を求めます。

地域福祉課長（齋藤剛君）はい、議長。それでは、議案第37号令和7年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正の規模ですが、歳入歳出それぞれ280万5,000円を追加し、総額を15億8,177万4,000円とするものでございます。

議案書9ページをお開きください。

歳出予算からご説明いたします。

1款総務費3項介護認定費2目介護認定審査会費でございますが、亘理地域介護認定審査会負担金を280万5,000円増額しております。これにつきましては、先ほど一般会計でもご説明いたしましたが、亘理・山元両町で共同設置しております介護認定審査会において会議資料のペーパーレス化を図り、審査会運営の効率化とデジタル化を推進するものです。なお、亘理・山元両町で共同申請しておりました新しい地方経済生活環境創生交付金補助率2分の1のものになりますが、4月1日付で交付決定されましたので、今回補正予算として計上しております。なお、亘理町におきましても同様に措置しております。

次に、歳入予算の補正額についてご説明いたします。議案書の8ページをご覧ください。

7款繰入金1項繰入金2目一般会計繰入金でございますが、歳出で説明しました負担金分を全額一般会計から繰り入れるものであります。

以上で議案第37号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第37号令和7年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第37号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第20. 議案第38号を議題とします。

本件について説明を求めます。

建設水道課長（山本勝也君）はい、議長。議案第38号令和7年度山元町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

初めに、5、6ページをお開き願います。

収益的収入について申し上げます。

1款水道事業収益2項営業外収益8目国庫補助金の366万5,000円の増額は、新しい地方経済生活環境創生交付金、人工衛星を用いた漏水調査業務に係る補助額が確定したことに伴い増額するものでございます。

1ページにお戻りください。

第2条令和7年度山元町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正するものです。

収入、第1款水道事業収益を366万5,000円増額し、総額3億6,444万3,000円とするものです。

以上で議案第38号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから議案第38号令和7年度山元町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第38号は原案のとおり可決されました。

議 長（菊地康彦君）この際、暫時休憩といたします。再開は13時10分であります。

午前11時40分 休憩

午後 1時10分 再開

議 長（菊地康彦君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（菊地康彦君）日程第21. 陳情第4号を議題とします。

本陳情は6月6日、総務民生常任委員会に付託し、今会期中の審査としておりましたが、審査が終了し、総務民生常任委員会委員長から報告書が提出されておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員会委員長（渡邊千恵美君）はい、議長。委員会審査報告書。本委員会は、令和7年6月6日に付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので山元町議会会議規則第76条の規定により報告します。

陳情第4号3000万円のトイレ整備の再検討を求める陳情書。審査の結果、採択すべきものです。

特に留意すべき意見。今回の陳情書は提出されたタイミングが該当予算の議会議決後であったため、即願意妥当とするべきものとは判断しづらいものであり、しかしながら、昨今の社会情勢から若い世代の政治や町政運営に対する関心不足の傾向を受けた各種選挙における投票率の低迷や、議員のなり手不足問題が深刻化しており、本議会でも喫緊の課題となっている。そうした中で、少しでも若い世代に政治への参画意識を摘むことなく、逆に醸成する絶好の機会と捉えるべきであり、町執行部においては審査意見を真摯に受け止められ、工事発注においては陳情書の趣旨である最少の経費で最大の効果が発揮できるよう最善を尽くすべきである。

山元議委発第31号 令和7年6月12日 山元町議会議長 菊地康彦殿

総務民生常任委員会委員長 渡邊千恵美

以上でございます。

議 長（菊地康彦君）これから委員長報告に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

4番、丸子直樹君の質疑を許します。

4番（丸子直樹君）はい、議長。では、この件に関して質疑させていただきたいと思います。

陳情第4号3000万円のトイレと整備の再検討を求める陳情書においてなんですか
れども、この陳情書の趣旨というものが自分にとってははっきりしないところがあるよ
うな陳情書だと見受けられます。3,000万円のトイレの整備の再検討を求める陳情
書ですので、再検討というのが1点目の陳情の趣旨になるかと思われるのですけれども、
陳情の趣旨をどのようなものと捉えて委員会として審議なされたのかお伺いします。

総務民生常任委員会委員長（渡邊千恵美君）はい、議長。3,000万円としてはこちらの留意す
べき意見でも申し上げたとおり、該当予算に本当に3,000万円ということは一般、
そして子育て世代の方から見ると家1軒分ということを思いますし、すごい高額だなど
いうことを町民目線で捉えたときにそういったことは妥当とするもの、決まったことで
妥当とするものではないと思いましたけれども、そういったことを訂正してもう一度見
直してほしいということの願いを受け止めて、今回、提出させていただいております。

4番（丸子直樹君）はい、議長。どのような趣旨を委員会として確認して、それに対して審議さ
れたのか。もう一度お伺いいたします。

6番（渡邊千恵美君）はい、議長。若い世代の方々がこういった3,000万円のトイレの設置
ということで驚いたといいますか、署名活動を始めたということに対して、それは議会
としても末端まで浸透していなかったということを反省しながら、改めてそういった方々が3,000万円に対するそういった議決された内容であっても反対される方が多
かったんだということを改めて受け止めて、そういったことをもう一度心新たに見直さ
なければならぬという趣旨で今回、提案者の意見を受け止めております。

4番（丸子直樹君）はい、議長。今の回答ですと、この陳情書の内容を精査されていない。そし
て審議されていないという形で認識してよろしいでしょうか。

総務民生常任委員会委員長（渡邊千恵美君）はい、議長。一つ一つ小まめに中身のことを目的とし
て出された陳情書一つ一つは声に出して読み上げて、ここはどうなんだああなんだとい
うことを意見を求めたわけではないんですね。全体的にそういった流れでもう決議は議
決として決まっている内容ですし、そういった多くの署名活動があったということを踏
まえて、早めに執行部も取りかかっている内容、そして私たちも真摯にそういったこと
を受け止めて改めて私たちも改めるところは改めて、もう一度いろいろな報告、決ま
った議決とかも見直さなければならぬということで反省しながらも、今回はこういった
勇気あるそういった方々の署名活動のことを思いながら決定させていただきました。

4番（丸子直樹君）はい、議長。今の回答ですと、はっきりと審議されて陳情書の意見を陳情書
を審議しているように見受けられないと自分は考えました。陳情書において、審議さ
れる可能性があるところは3,000万円のトイレ整備の再検討及び下のほうに書いて
ある陳情書の下段のほうに書いてある公共インフラ設備における再検討が必要と考え
ているということですので、公共インフラ整備全般を再検討するような意見が見受けられ
ますので、そういうような意見の審議をされていると認識していましたが、そうではな
いということは分かりました。

では、もう1点。審査意見を真摯に受け止められという文言が町執行部においては審
査意見を真摯に受け止められ、工事発注云々という趣旨で書いてあるんですけども、
そもそもその審議がほぼ行われていない。もしくは、今先ほどおっしゃっていた内容
ですと若い方が審査を求めたからその意見を受け止めろという文言に聞こえた。受け止
めましたが、その認識でいいのか伺います。

総務民生常任委員会委員長（渡邊千恵美君）はい、議長。受け止めろというそういったことではなく、そういう若い方々が署名活動をしてまでも本当にこういった3,000万円のトイレ設置のことを考えてくださっているというそういった意味合いもありまして、もう議決された内容で発注とかそういったところまでいっている中に、いっていませんか。そういうことをもう決まっている中にも速やかにそこを悪いところは悪いところでどう受け止めて、早めに進めるべきだと思って。

議長（菊地康彦君）渡邊委員長にお伺いしますが、今の発注というような回答があるんですけれども、これはまだですよね。

総務民生常任委員会委員長（渡邊千恵美君）はい、議長。すみません。検討していただいているということですみませんでした。そういう意味合いの中でも、いろいろと2年以上もかけた中によくやっと議決されて大地の塔のトイレが設置されたということで、設置されるということで思っておりましたけれども、もう一度振り返ってみるとまだまだ浸透されていなかったというかそういったところの意見を聞いていなかったということの反省も踏まえながら、一日も早く大地の塔設置をまた改めて最小限ですか。最少の経費で最大の効果が出るように一日も早く進めていただきたいと思い、こういった採択すべきものとさせていただきました。

4番（丸子直樹君）はい、議長。今のお話ですと、陳情書の趣旨である最少の経費で最大の効果が発揮できるようとおっしゃられましたが、陳情書の中にはそういう文言は見受けられないと思っています。そこに関してはどの文言を踏まえた上で、そういう趣旨になったのか。また、その趣旨に対して審査はされたのかを確認します。

総務民生常任委員会委員長（渡邊千恵美君）はい、議長。簡易的なバリアフリートイレ200万円でも目的を十分に果たせない可能性があるのではないかということで、そういうバリアフリートイレのこととかもこうやって削減してくださいという、経費を削減してくださいということで要望がなされております。公的なそういうお金、税金を考え直してくださいということはここから見受けられております。

以上です。

議長（菊地康彦君）そのほか、ございませんでしょうか。3回以上やっているので、ほかに聞きたい方なければ。特にあと、ないですか。なければ。

4番（丸子直樹君）はい、議長。先ほど委員長がおっしゃられた簡易的なバリアフリートイレの可能性、こちらでお伺いしたんですけども、これに関しては本人がこちらでお話しされていたとおり、こちらはカタログの値段が200万円だからということでこういう数字が出ていたというのは本人確認の下で確認した案件だとは思うんですけども、それを理由に最少の経費で最大の効果ということにつながると確認してよろしいでしょうか。また、先ほどの質問において……。

議長（菊地康彦君）一問一答で。

総務民生常任委員会委員長（渡邊千恵美君）はい、議長。こういったことから、こういったといいますか今丸子議員のおっしゃっていたように簡易的なバリアフリートイレですか、そういうこともあつたりとか、また、本人はなんですか皆さんのがいろいろ企業さんとかからとかの寄附とかいろいろ考えたりとかして、そういうのを考えみてはいかがかということもありましたし、そういう中にこの山元町の財政とこれからのことを考えていらっしゃるということを受け止めたので、受け止めてこういった発議にしまし

た。

4番（丸子直樹君）はい、議長。では、先ほど質問した中に重複するかもしれません、町執行部においては審査意見を真摯に受け止められと書いてありますが、町執行部が真摯に受け止めなければならない審査意見というのは、該当することは若い世代が話をしたというところだけでしょうか。

総務民生常任委員会委員長（渡邊千恵美君）はい、議長。この真摯に受け止められということは、改めてそういう言葉もいただいていますよということの意味合いでこのような文書にしました。

4番（丸子直樹君）はい、議長。すみません。審査意見はどういうふうに受け止めればいいのかが今の答弁ですと分かりかねるので、もう少し違う言葉でご説明いただけたとありがたいです。審査意見を真摯に受け止められと書いてあるのですから、審査意見はどのような審査意見なのか。特に留意すべき意見として書いてあるものはあると思うんですけども、審査全てではないと思いますので、どのような審査意見を受け止めるような形に考えておられるのか伺います。

議長（菊地康彦君）委員長、ご理解ですか。特に留意すべき意見の中で審査意見を述べているわけですよね。それをどの部分をということですね。丸子議員が質問しているのは、どの部分を真摯に受け止めるのかということを確認しておるので、その辺のところをご回答願います。

総務民生常任委員会委員長（渡邊千恵美君）はい、議長。この文書の中からは若い世代の政治への参画意識を摘むことなく、逆に醸成する絶好の機会と捉えていただきたいという意味で、この審査を真摯に受け止めていただきたいという意味で申しました。

議長（菊地康彦君）丸子君、あと何件ぐらいありますか。あと何件ぐらい確認。

4番（丸子直樹君）はい、議長。今までの質問の回答としてはっきり自分の中ではっきりしないんですけども、まず、確認したいのがこの再検討を求める陳情書に対しての審査ではなく、陳情者に対しての審査であることとして認識してよろしいでしょうか。陳情の結果がそういう旨として考えられるのですけれども、そういう認識で合っているのか伺います。

総務民生常任委員会委員長（渡邊千恵美君）はい、議長。陳情書において全体的に考えた採択すべきものとしております。

4番（丸子直樹君）はい、議長。では最後に、私の確認している陳情書は3,000万円のトイレ整備の再検討を求める陳情書であります。そして、それが趣旨であり、ここの中で再検討を求めているものはこのため公共のインフラ整備における再検討が必要と考えられる。主にこの2点が趣旨になると思われます。それにおいて、そちらの陳情に関して、陳情書に関しての質疑等はされていないということでおろしかったかお伺いします。

総務民生常任委員会委員長（渡邊千恵美君）はい、議長。そのとおりでございます。

議長（菊地康彦君）よろしいですか。そのほか、なければ。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

まず、賛成か反対かによるんですが。反対のほうね。では、討論があるようすで、まず原案に賛成の方の発言を許します。賛成の方の発言はございますか。ありませんか。

賛成の討論。

10番 斎藤俊夫君登壇願います。

10番 (斎藤俊夫君) はい、議長。私は陳情第4号3000万円のトイレ整備の再検討を求める陳情書を採択すべきものとする審査結果に賛成の立場から討論いたします。

今回の陳情書は、先ほど来からも出ておりますとおり、議会の議決後に提出され、決してタイミングとしては容認しがたい点があることは事実でございます。しかし、若い世代の政治や町政運営などに対する興味関心が薄れる傾向にあり、全国的にも投票率の低迷、そして議員のなり手不足問題が深刻化しており、こういう問題というのは本町でも喫緊の課題になっておるところでございます。こうした中で、今回陳情のタイミングの関係は別にいたしましても、若い世代の政治への参画意識の芽を決して摘むことなく、むしろ少しでも若い世代に政治や町政運営に興味関心をしてもらう、そういうことを大切にすべきであると思うところでございます。ここは政治への参画意識を育てる、醸成する絶好の機会として捉えるべきであると思います。前段の質疑の中でもるる確認された場面がございますけれども、提出されたタイミング、会計予算の議会議決後であるというこれを前提とした場合、陳情者から出された趣旨を一つ一つというよりは、むしろ全体として何を提起しているのかということを酌み取りながら、私はこの陳情書の意向をしっかりと受け止めるべきだと思うところでございます。前段申し上げたような大きな視点観点も含めて、そういうふうにすべきだと思うわけでございます。

執行部ではもう既に工事発注に向けて準備をされている段階にあるかと思いますので、来年の鎮魂の日に間に合うよう、ここは執行部の作業を少しでもスムーズに進められる上でもここは陳情者の意向を全体として酌み取り、採択を委員長答弁のとおり、報告のとおり採択すべきであることを申し上げて、賛成討論といたします。

議長 (菊地康彦君) ここで確認でございますが、反対の討論の方はいらっしゃいますでしょうか。

3番 斎藤俊夫君登壇願います。

3番 (遠藤龍之君) はい、議長。私はただいま提案されております3,000万円のトイレ整備の再検討を求める陳情書についての委員長報告に対して次の理由から反対するものであります。この案件は大地の塔建設の予算など疑問が示されておりますが、それは既に議会の中で解明されており、議会では多数をもって議決されている案件であります。既に解明されている疑問であり、それは誤解に基づく疑問と思われますことから、その疑問を強くその疑問を解くために改めて案件を付託された委員会で提案者の出席を求め、事実の確認を行い、正しい正確な事実認識の下で十分な審査を委員会に求めましたが、それには応えてはもらはず、疑問が解明される正確な事実認識の下での審査とはなっておりません。先ほど委員長が報告したほとんどは委員会の審議の中では審議されていません。その疑問を解くために再度出席を求めましたが、ただ、その出席を求める際には本人でもなくともいいです。提案者の何人かいるかと思うんですが、提案者の日程で構いません。言うことも確認しながら求めましたが、残念ながら受けはいただけなかった。そういうことから十分な審査はなされていないので、もちろんの疑問あります。提案者の予算の3,000万円がどう。高過ぎるとかその辺の議論は一切審査の中ではやっていませんよね。ということでもしこれをこのまま通したのであれば、議会の議員責任として十分な審査の中にはない中で判断をするということは議会議員の立場上、なかなか難しいというか私はできない。今もありました。町政に強く関心を持ち積極的に町政

に参加しようとする姿勢には評価いたしますが、さきの委員長の答弁についてもまだ不十分な内容のものであるというのが改めて確認された上で、確認されたことも含め、この誤解に基づく事実を確認できないまま提案を認めることはできないことから、私は反対をするものであります。

議長（菊地康彦君）次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成の方の討論、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）次に、原案に反対者の発言を許します。

11番 岩佐孝子君登壇願います。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。反対の立場から討論をさせていただきます。

陳情第4号3000万円トイレ整備の再検討を求めるという提案者の方々には子育て世代の方々、声を上げてくださって感謝の気持ちでいっぱいです。少しでも町政に关心を持ってくださったことには敬意を表しております。しかし、6日の本会議での質疑の中での疑問が払拭もされず、そして昨日委員会での審査も先ほど同僚議員からも話が出ましたが、全てが終わっているわけではありません。若い人たちがそれだけではないんです。これから町政を担っていく上で二元代表制の在り方、それもきちっと考えていくべきではないでしょうか。委員会でもきちっと審査もされずそういうことから私はこのことに採択することに反対するものです。最後にこの採択、陳情を出してくださった代表の方、そして一生懸命走り回ってくださった皆さん、これからもぜひ町政に关心を持って一緒に町を作っていくみたいと思いながら私はこの採択すべきものということに反対をいたします。以上です。

議長（菊地康彦君）続いて、原案に賛成の方はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）なければ、原案賛成に対する発言は終了いたします。

続いて、原案に反対者の発言を許します。いらっしゃいますでしょうか。

2番 高橋眞理子君登壇願います。

2番（高橋眞理子君）はい、議長。私は採択すべきではないという立場で言わせていただきます。

今までの話を聞いてまいりました。実は私は総務民生委員の一員ではございません。なのです。私は今伺っていてそういうことだったんだということを今知りました。私は申し上げたいのは、ここに書いてございますね。子育て世帯の若いお母さんたちお父さんたち、あるいはこのほかの方たちもなんですかけれども、こんなふうに町政に意見をおっしゃったというのは私は非常に敬意を表します。新聞記事にもなりました。私新聞記事も読みまして、これは一石を投じてこれから山元町にもいい傾向だというふうに思ったところなんです。私はそれはそれといたしまして、私が申し上げたいことは最後に申し上げますが、総務民生の皆様の審議の仕方何だったんですか。私はその委員の皆さんたちに委員長をはじめ副委員長をはじめ委員の皆様の今まで何をされてきたんですか。何か月たちますか。それで審議もされていないでこういうものを出されるのはどういうことなんですか。私それに対して今非常に腹立たしく思った。初めて聞いたものですから、それにとても腹立たしく思いました。本当は賛成も反対もないんですけども、でも、ですので選択すべきものではないというふうにの立場で今まで言わせて、今言わせていただいております。大いにこれから総務民生の皆さまきちんと審議されてくださいよ。そうしますと今回出された陳情書を出された方たちへもこれでは顔向けできないじ

やないですか。きちっと審議されていないということを私よく分かりましたですよ。はつきり言ってそうです。私はそう思いましたので、それも一言苦言を提出させていただきました。以上でございます。

議長（菊地康彦君）次に、原案反対者の方、いらっしゃいますか。賛成はさっきないということで終わりましたので。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）これで討論を終わります。

議長（菊地康彦君）これから陳情第4号3000万円のトイレ整備の再検討を求める陳情書を採決します。

この採決は起立によって行います。

本陳情に対する委員長の報告は採択すべきものです。本陳情は委員長の報告のとおり、採決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（菊地康彦君）陳情第4号は起立少数により不採択とすることに決定しました。

議長（菊地康彦君）日程第22. 議案第5号を議題とします。

本件は3月21日総務民生常任委員会に付託し、令和7年第2回定例会まで期限を延長して審査をしておりましたが、審査が終了し、総務民生常任委員会委員長から報告書が提出されましたので、委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員会委員長（渡邊千恵美君）はい、議長。委員会審査報告書。本委員会は令和7年2月28日に付託された事件を、審査の結果、下記のとおり決定したので山元町議会会議規則第76条の規定により報告します。

議案第5号山元町空家等の適切な管理に関する条例。審査の結果、可決すべきものです。山元議委発第32号 令和7年6月12日 山元町議会議長 菊地康彦殿。

総務民生常任委員会委員長 渡邊千恵美。

以上でございます。

議長（菊地康彦君）これから委員長報告に対する質疑を行います。―― 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。―― 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議案第5号山元町空家等の適切な管理に関する条例を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第23. 議発第1号を議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

6番（渡邊千恵美君）はい、議長。それでは、議発第1号山元町議会ハラスメント防止等に関する条例（案）について説明いたします。

このことについて、別紙のとおり地方自治法第112条及び山元町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

提案理由です。今日、社会全体でハラスメント防止への意識が高まり、職場におけるハラスメント対策は企業の義務となるほどその重要性が認識されています。本町議会においても議員がその地位を利用し、職員、町民または議員になろうとする者に対してハラスメントを行うことは個人の尊厳を傷つけ、人権侵害に当たる行為であり、断じて許されるものではありません。本条例は本議会が自らを律し、透明性と公正性を確保する姿勢を町民の皆様に示すものであり、議会が町民から真に信頼される存在となるための重要な一步であると考え、本案を提案するものです。なお、詳細については別紙条例案をご参照いただきたいと思います。

山元町議会議長 菊地康彦殿

令和7年6月13日 提出者 渡邊千恵美

賛成者 大和晴美

斎藤俊夫

以上でございます。

議長（菊地康彦君）これから提出者に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

11番岩佐孝子君の質疑を許します。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。目的第1条の中に町民並びに議員になろうとする者に対するハラスメントというのがあるんですが、これについては町民でなければ議員には立候補もできないと私は解釈しているんですが、その辺でわざわざ議員になろうとする者というふうに出した意味がいかがなものでしょうか。

6番（渡邊千恵美君）はい、議長。町民に選挙というか出馬のしない一般の方と選挙に出馬される方、町民とは違った様々なパワハラとか予想されます。例えば誹謗中傷などです。そのようなことを起こさないように区分しました。パワハラが起きては遅いのです。罰則条例ではなく、抑制効果を狙うそういうものでございます。以上です。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。皆さん町民であれば皆さん大事にされなければならないことですよね。議員になろうとする者でなくとも全員が大事にそれぞれの人たちを大事にしながらいかなければならないというふうな思いから、私はこの並びに町職員、議員になろうとする者というところに非常に疑念を感じております。そして、基本条例の中にも基本条例の第19条の中にも政治倫理ということで自己の地位に基づく影響を不正に行使し、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならないとか、あとは責任についても21条に書いてあるんですが、その辺との兼ね合いはどのように考えここに掲載しているのか確認したいと思います。

6番（渡邊千恵美君）はい、議長。このことは今日本社会全体においてパワハラ行為とかセクハラ行為といった行為は本当に横行しておりますね。そして、そのことにより自死とかそ

して精神疾患の方が増えている大きな問題となっております。また、このことでパワハラを抑制し安心して働く職場環境づくり、社会を作るために条例の制定をする機運がどこの地方でも高まっています。近いところでは3月には亘理町でそういうことで条例を制定しておりますね。山元議会はそのような社会情勢を踏まえて議会の意思表示として明るく安心してまちづくりを行うという意味合いでもパワハラを起こさない、しないという意味からハラスメント防止等に関する条例制定が必要であると思い、基本条例の引用に頼らずに条例として切り離すということで、そのような気構えから社会に発信することを望み、条例を制定したいと決めました。以上です。

議長（菊地康彦君） そのほか、ございますか。

3番（遠藤龍之君） はい、議長。今の件なんですが、質問に対して十分な答えにはなっていないのかなということから、私から改めてお伺いいたします。山元町議会基本条例19条議員の政治倫理、まずこの内容について提案者は確認されていますか。

6番（渡邊千恵美君） はい、議長。確認してございます。

3番（遠藤龍之君） はい、議長。そこにはどういう内容のものかというところまで答えてお話ししていただければよかったです、せっかく持っているんだから一応私読み上げますが、政治議員の政治倫理ということで議員は町民全体の代表者として二元代表制の議会の役割を十分果たすため、その倫理性を常に自覚し自己の地位に基づく影響力を不正に行使し、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならないと定めてあります。これと提案されているパワハラ条例の趣旨の部分ですか。どのように違いがあるのか。先ほど基本条例に頼らずという表現があったんですが、この件につきましてはまた別の機会別の時間に確認したいと思いますが、その辺の関係についていかがでしょうか。

6番（渡邊千恵美君） はい、議長。こちらの関係とかでは議長のパワハラ条約に対する議長の職、議長が職務代行ということとかも全然決められておりませんし、あえて一つ一つ趣旨がありまして、こちらの山元議会関係条例規集というところであった条例は条例より以上に今社会的にも先ほど言いましたように本当に今各地域でも社会、会社でもいろいろハラスメントということすごいそういったことに問題になって、先ほども言いましたように、自死とかそういったことが精神障害とかたくさんあるわけでございます。そういった中でも私たち議員としてこういったハラスメント防止をするための条例を前に押し出すことによって全体が引き締まり、町、町民からまた認められるような議会にしていきたいなと思って、こういった条例を新たに前に出す気持ちで提出いたしました。

3番（遠藤龍之君） はい、議長。答えていただけないのでまた改めて質問します。先ほど分かると言いましたよね。基本条例の19条議員の政治倫理ということからのところでの確認なんです。そこには先ほど言いました。私何を言いたいかというか、そのそして、さつきの質問ではパワハラ条例の趣旨目的とどう違うのかということの確認なんです。この表現と提案されたパワハラ条例の趣旨目的のことのまずは確認なんです。

議長（菊地康彦君） ちょっと、暫時休憩。長くかかっているようなので。

暫時休憩いたします。再開はどのぐらいですか。10分ぐらいあれば。では、2時10分再開です。

午後2時01分 休憩

午後2時10分 再 開

議 長（菊地康彦君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

6番（渡邊千恵美君）はい、議長。先ほどの第19条の違いといいますかそういったところをお話しさせていただきます。以前、倫理性を常に自覚しというところを先ほどいただきましたけれども、19条の中に入っています。それは昔山元町で独立することなくこの19条に納めてあるということなんです。今は倫理規定を独立していなかったということで、今ですと現代は2020年から頻繁に社会におけるそういったハラスメントという言葉が出てきたわけなんですけれども、山元町で倫理的なことをこの部分に納めてあるということで、新たにハラスメント条例ということは最近のことなんです。なので、また改めてこのクローズアップされてきたハラスメント条例ということを新たに設けるべきだと思っております。この違います。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。そういう理解であるということが理解できました。これは私はあともう1つ確認しますと、21条ではなく20条です。最高規範性、これは読んでいただけ持っていますから読んでいただければわかる、どう理解の違いというのはあるかもしれませんけれども、これにはこの条例は議会における最高規範であって、議会はこの条例の趣旨に反する議会の条例、規則、規定等を制定してはならないという内容のもの。ここで強調したいのは議員の最高規範、議員はこれに基づいて議会活動するんですよということをここで規定しているんです。表現がうまくないから、うまくないかついで出てきそうなのでじっくり考えて、これに基づいて我々山元町議員というのは活動するということになっているんです。そしてそれにに基づいて議員の政治倫理いうのがあって、それは最高規範に基づいて議員は19条に規定されているようなその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使し町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならないというふうに規定しているんですが、そのパワハラの問題についてはもう既にこの政治倫理の中に網羅している、含まれている、あるいはそういう自覚を議員はこの条例に基づいてしなければならない。して行動すべきだということがここに込められているというふうに私は自戒自覚して100パーセント私自身は守られているかどうかは別にして基本条例ではそのようにうたっている。規定しているということを考えれば、改めて特にとりわけ取り立ててパワハラ条例いうものは今のところこれで十分間に合うと私は思います。これで対応できるのではないかと思っているところですが、ここでいろいろ議論してもというかという思いで質問しているわけですが、引き続きもし違いがあればあとまた改めてこの件については取り上げたいと思いますがというそういうベースがある中で、同じ自治体に同じ性格内容の条例を作る必要があるのかどうか。この点についてはどうでしょうか。この倫理条例か基本条例から大きく外れたものがここにないような中身がパワハラ条例には示されていますよということがあればそれも示していただきながら、2つあって同様のものが存在していい。良ければいいんだよ。2つも3つもあると何をあれして対応しなければならないかとか多分現場に困るのではないかと思うんです。ということも含めてこれは私の今の意見ですが。ということで、その今の質問に対してはいかがでしょうか。

6番（渡邊千恵美君）はい、議長。もっともだと思いますけれども、こちらの最高規範であってということで、こちらはこちらとしてそれでもっともだと思います。私は新たに分かり

やすくかみ碎いで山元町の町議会議員として町民、そして職員、そして議員になろうとする者のために新たに制定することを望みましたので、こちら、提出させていただいております。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。この条例で基本条例、このパワハラ条例は議員の条例で議員がしてはならない。こういうことをしてはならない。議員の活動を規制することを目的とした条例ですよね。私そういうふうな受止めしたんですが、いかがでしょうか。

6番（渡邊千恵美君）はい、議長。そういういた議員として改めてパワハラを、町民に対することも職員に対すること、議員として自覚を持ってハラスメントをしないやらないということで、自覚を持って議員のあるべき姿を示していく、そういういた条例です。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。今の説明だと理解しがたいんですが、私が受け止めたのはパワハラ条例というのも、パワハラ駄目だよ、しては駄目だよいう条例ということでいいんですね。とりあえず確認しよう。

6番（渡邊千恵美君）はい、議長。パワハラはしないという条例です。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。議員の政治倫理の中に十分内包している。そして、これは最高規範ですからそこの逆にこの条例をもってもしそういう証拠が現れたら、あとは事実点、現象状況が生まれたら当然のことなく、当日のことをこの条例にこの基本条例に従ってそういう行為を阻止する防止するということがこの条例で十分可能であると考えますが、あと、それ以上は意見の違いということになるかもしれません。私はこの条例だのはあのでパワハラ条例というのは内部をして十分これで応えられる。対応できるいうふうに考えているところです。ということで、この基本条例で十分対応できるのではないかというふうに考えますが、最後にその辺についてのお考えをいただきます。

6番（渡邊千恵美君）はい、議長。これは、大分昔で作られた最も最高規範ということで、その条例であることは認識しておりますが、今現代こういったハラスメント、また、別にと

いうことで提出したいと思っております。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。古いから古くても十分これでこの文言で対応できるパワハラの問題についてはということでどうなんですか。あと、最終的に提案者ですからそれは出す必要があると考えれば出していいんですけども、そうすると同様の内容の条例ができて、これを活用する際にこういう罰の活用する際に何をもって活用しなければならないのかと多分というか現場に混乱をもたらすことになるのではないかという疑問というんですか懸念といいますかそんなものを受け止めているわけですが、そういうことから大体答弁というか回答というのはもう出ているのかなというふうに感じますので、そうした疑問を提起して質問終わります。

議長（菊地康彦君）そのほか、ござりますか、質疑。

2番（高橋眞理子君）はい、議長。今回のこの山元町議会ハラスメント防止法防止などに関する条例に関してですけれども、これは議員は、あるいは後ろのほうには議長はというふうになってございますよね。それの方たちに向けてのその人たちに我々に向けてのこのハラスメント防止で条例ということだということです。この文言を見ますと、主語がそうなっていますからまさにその私たちに向けての防止条例なんですね。これは隣町であるとか県内にも幾つかそういった現にハラスメント事件があつて、それで防止、そういった条例をその後に作った自治体もございます。あと、全国的に見ますとまだそれほど

の多分4分の1ぐらいの割合ではないかなというそんなに高い数字ではないというふうにちょっとまた詳しくはその数字は分かりませんけれども、多分半分にもいっていないのではないかというふうに思われるんです。ただ、ハラスメントというのは今や先ほどの四、五年前から社会問題にはなっています。そして、そういうような事件もあちこちで出てきているのでということでの条例を作ってきてる自治体もあるというふうに私は認識しているんです。それがいいか悪いかといったら、私この案を読みまして私がちょっと気になるところが第2条なんです。この条例においてハラスメントとは次の各号に掲げる行為を言うというふうにありますと、1、2、3、4とございます。パワハラ、よく皆さんマスコミでも一般常識的、皆さん耳にするなりました。セクシャルハラスメント、これもセクハラ、これも耳になじむようになりました。マタニティハラスメント、これもマタハラとも言われますが、これも大分なじみになってきたかな。そして、今度4としてその他のハラスメントになっているんです。それが誹謗中傷、風評などというふうにこんなふうにしてなどになって、その他のハラスメントになっているんですが、イコール全体的に不快にさせる行為を要するにハラスメントというふうに定義されているかと思います。私はここにもう1つ加えてもいいのではないかという文言がありまして、今の話しているんですけれども、モラルハラスメントというのも今モラハラというのも少しずつそういう横文字に疎いというふうに高齢者の方たちよく言われる方いらっしゃいます。モラハラというのも結構出てきている。どういうことかと、私のしっかり調べていない中の認識を言わせていただきますと言葉による暴力なんです。言葉による暴力というのは案外きついんです。これは私自身もです。みんながそれぞれ気をつけなければいけない。私もひょっとしたらうっかりしてそんなふうにしている。傷つけないとも傷つけていないとも限らないというふうに気をつけなければいけないと思っている。ですから、4のその他のハラスメントで誹謗中傷、風評などになってその他になっていますけれども、1、2、3、4つ目にモラルハラスメントというのも入れて、それは詳しくこうことですよというふうにして説明していただけたら第2条に関してそういうふうに思ったんです。イコールどういうことかといいますと、まだまだ熟慮の余地があるというふうに思いまして、このたびはここで決めてしまうというのはまだ時期尚早ではないかという意見で申し述べました。

以上です。

6番（渡邊千恵美君）はい、議長。大変申しわけありませんが、その他にもモラハラということを含まれているということでご承知おきいただきたいと思います。

以上です。

議長（菊地康彦君）そのほか、ございますか。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。せっかく考えていただいたこの防止に関するハラスメント防止等に関する条例ということなんですが、先ほど来同僚議員からも出ておりますが、町の基本条例はもちろん地方自治法の132条には品位の保持、そして133条には侮辱に対する処置とか、あとは必携の中にも議長の役割とか何かというのがあるわけです。それを熟読すればもうというふうなところがあるので、今のところ私はもうちょっとこの中身を精査しながらしてもいいのかなというふうに思いながらおりますが、いかがでしょうか。

6番（渡邊千恵美君）はい、議長。大分こちらとしてはいろいろ考えて提示したことなんですか

れども、今まさに本当にその誹謗中傷だったりハラスメント、モラハラだったりとかして、本当に心を痛めて心身障害になっている方々とかも実際にいらっしゃいますので、いち早くそういったことには気をつけて対応していきたいなということもありまして、それは議会でもそういったことをまずは私たち山元町議会から発信すべきだということで、今回提出させていただいております。

議長（菊地康彦君）よろしいでしょうか。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。今気になる発言があったんですが、何回も確認していますが、山元町の議員の基本条例だよね。今の発言の中で山元町議会の中でそういう問題というか今どういう表現していいのか。おかしくなると駄目だね。そういう問題が生まれたというような発言があったんですけども、そういう事例とこの山元町、今山元町議会の話をしていると思うんですけども、そういう事例があったということですか。

6番（渡邊千恵美君）はい、議長。事例はございます。心身的な障害を持っている方のこととか言えませんけれども、そういうことの全体的な中の一つでございます。

議長（菊地康彦君）議員間のことですよ。議会の中で。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。今こういう事実があるから作らなければならないというふうなに受け止めたんですが、そういう精神上おかしくなった、病む方を山元町の議会の中であったんですかということの確認です。

6番（渡邊千恵美君）はい、議長。議会の中では聞いておりません。

議長（菊地康彦君）よろしいでしょうか。

議長（菊地康彦君）これで質疑を終わります。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

反対の方、いらっしゃいますでしょうか。（「はい、議長。」の声あり）

では、まず本件に、さっきちょっと逆だったんですけども、反対者の発言を許します。

11番（岩佐孝子君）登壇願います。

11番（岩佐孝子君）はい、議長。ただいま提出されております山元町議会ハラスメント防止等に関する条例でございます。私は反対の立場から討論をさせていただきます。

先ほど来何度も質疑の中ありましたけれども、山元町議会の基本条例の中には政治倫理、そして21条には責務、20条にもというようなところでありますし、地方自治法にも品位の保持とか侮辱に関する処置、そして議長の役割等もあります。規定されておりまして、その中をきっちり熟読すれば私はそれでできるのではないかというふうに思いますし、信頼関係をお互いに構築することによってそういうことも未然に防止することができるのではないかという観点から反対します。時期早々ということでございます。以上です。

議長（菊地康彦君）次に、本件に賛成者の発言を許します。

5番（大和晴美君）登壇願います。

5番（大和晴美君）はい、議長。私はただいまのハラスメント防止等に関する条例に賛成する立場から討論いたします。

社会全体でも、今ハラスメントに対する厳しい認識が共有されるようになってきてお

ります。けれども、選挙で選ばれる議員には処分を下すことのできる雇用主というのものないため、関係法令などの対象とはなっておりません。このため、しっかりと条件で定義して、自らを律して、問題を防いでいこうという動きには賛成できます。ルールがないと守れない人は必ず出てくるというふうに考えております。この問題に背を向けていては、私たち議会の姿勢が厳しく問われるというように考え、私はこの条例制定に賛成をいたします。以上です。

議長（菊地康彦君）次に、本件に反対者の発言を許します。

3番遠藤龍之君登壇願います。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。私はただいま提案されております山元町議会ハラスメント防止等に関する条例に反対の立場から答弁をするものです。

先ほど来質疑の中でいろいろ懸念、懸案を述べてきましたが、まずは今話に今の賛成者の方の発言の中で背を向けては、これは何のために基本条例が制定されているのか十分理解されていないのではないかというところから来る見解なのか。何回も質疑の中で基本条例がある。基本条例、このパワハラ条例が基本条例以上のものであるとか、あるいはそれ以上にしなければならないとか、そういう内容にしなければならないとかいうことであるならばそういう話も受け入れられるのかというふうには思いますが、背を向けていません。これまでもこの基本条例に沿って私たちはやっているつもりではなく、やっています。今現在のところということを考えますと、まずはこの基本条例で対応、それが議員としての我々の自覚、これにその自覚をその逆に言いますと新たなパワハラ条例を作らなくてもというかそれを待つことなくまずはこの基本条例で我々の活動を律していきましょうというふうなことでの努力のほうが必要ではないかと思います。今回これは今後皆さんもありましたお話がこの基本条例について学習会をする。今後そうした中でさらにこの内容の充実したものにするということも議会の中で予定されている案件です。その中で皆さんあの不安懸念言ったものをこの基本条例の中に込めて、そしてそれで対応するということでいいのではないかとそういう考えもある。私はそういう考えでいるわけですが、先ほど来これは古いもう決まりだから新たな条例を作るというようなお話でもありましたが、私は今前の方々のお話もありましたように、今動いているいろいろ世の中に急激に動いているという中で、対応しなければならない。我々の議員議会活動に求められるものがいろいろ出て生まれてくる。規制しなければならないものも生まれてくるという動きの状況を見て、そしてこの基本条例の学習しながらこの基本条例には毎回改正することも求められている内容のものであります。ですから、先ほど来何回も強調されていますが、していますが、最高規範性、議会の基本条例をまさに中身も最高規範性の中身にしていくことによって新たな条例ということではなく、当面はこの条例の中で対応できるものと私は考えますし、そうした方向でいくべきだということを求めて訴えて、私の反対討論といたします。

議長（菊地康彦君）次に、本件に賛成者の発言を許します。

1番竹内和彦君登壇願います。

1番（竹内和彦君）はい、議長。賛成の立場から討論いたします。

今自治体の議員の関係するハラスメントは全国、そして県内、近隣市町村でも起きています。そして、こうした自治体や議会でのハラスメントを防ごうと条例を制定する自治体が全国各地で起きているわけであります。今社会全体がハラスメントに対する敵

しい認識が共有されつつあるわけあります。こうしたハラスメント問題に対する我々の議員の姿勢が厳しく問われる、そういう時代にもなってきています。議員によるハラスメントは働く職員の能力を十分に發揮することの妨げになるということはもちろんのこと、職員の基本的人権及び尊厳を著しく傷つけ、議会の社会的信用を失うことにもなるということです。つきましては、議会の役割を十分に發揮するためには互いに人格を尊重し、相互信頼を深めることを通してハラスメント防止、そして排除に努め、信頼される山元町議会の実現を目指すことが必要であると考えます。よって、山元町議会ハラスメント防止等に関する条例には賛成するものであります。以上です。

議長（菊地康彦君） 次に、本件に反対者の発言を許します。おりませんか。

では、反対者の討論は終わりいたします。

次に、本件に賛成者の発言を許します。

10番 斎藤俊夫君登壇願います。

10番（斎藤俊夫君） はい、議長。私は賛成の立場から意見を述べたいというふうに思います。

いまやハラスメントは大きな社会問題であり、国が積極的に取り組む事態となっており、ハラスメント対策の動きは全国的に大きな潮流となっております。その背景にありますのは人権意識の高まりであり、社会全体でハラスメント防止に対する意識が高まっている。そしてまた、ハラスメント事例の報道や労災認定が高まっていることにあります。そしてまた、ご承知のように全国的にハラスメントによって自治体の首長や議長、あるいは企業の社長等が辞任するケースが相次いでおります。それは県内でも例外ではなく、議員によるハラスメントを契機に議会としてハラスメント防止条例を制定する、こうした事態となっております。今月6日時点で全国では議会を中心に117団体が首長や議員によるハラスメントに関して122のハラスメント防止条例を制定しており、県内では既に蔵王町と東松島が令和5年に制定し、亘理町でも去る3月に制定しております。幸い、本町では議員によるハラスメント事案そのものは発生しておりませんが、残念なことに町職員に対する町民のパワハラや、議会傍聴人によるパワハラ、役場窓口や産直施設でのカスハラなどが繰り返されており、ハラスメント対策が町全体として取り組むことが求められております。

こうした中にあって、町執行部に先駆けて本議会がハラスメント防止条例の制定に取り組むことは、執行部が本腰を入れてハラスメント対策に取り組むことを加速させる上で大いに意義があるものだと思います。先ほど来から議会基本条例第19条等に対する認識が問われてますが、この19条におきましては、当時の社会情勢を踏まえた政治倫理の内容になっていると私は受け止めております。震災後間もなく制定された条例であり、この19条にはいわゆる利得あっせん行為といいますか口利き、あるいは議員としての李下に冠を正さず的な兼業といいますかそういうものを想定したものであり、当時まだハラスメントは一般的でなく、ハラスメントについては当時は想定外であり、それには含まれていないというふうに理解するところであります。そしてまた、当時は基本条例から政治倫理そのものを取り除いて、別立てで制定するという動きもありましたけれども、我が町では別立てすることなく19条に一本化したとそういうふうな当時の考え方、取扱いであったというふうに理解しておるところでございます。そしてまた、必要な法令、関係法令の見直しというのは社会情勢の進展変化に則して、具体的には今回であれば人権擁護の意識がつとに高まっているとそういうふうなことを踏まえれば、

その時々の情勢を踏まえ既にある法令が陳腐化しているのであれば、見直すことはこれは必然でございます。

一般質問でもご紹介しましたように、国では四、五年前に制定したパワハラを中心としたハラスメントから、昨今の情勢を踏まえてカスハラ対策を強化しようということで、法令改正をしているわけでございます。そういうことからもその時々の情勢を踏まえて、見直すべきは見直すということが必要だろうということが、このことでもお分りいただけるものというふうに私は思います。そうした意味で、今回提案の条例は議員によるハラスメントが発生してからではなく、起きることを未然に防止、抑止をする、根絶する。そうしたことを主眼としたいわゆる理念型の条例であります。議会が職員や町民、そして議員になろうとしている者、議員候補者になろう、なった者に対して示すべき姿勢であります。町民から信頼される議会であるためには、まず議会内部、足元からその信頼を築く必要があり、今回のハラスメント条例の制定はその第一歩となるものであります。そして、ハラスメントのない地域社会を築くための極めて前向きな取組であることを申し上げて、賛成討論といたします。

議長（菊地康彦君）次に、本件に賛成者の発言を許します。おりませんか。

それでは、これで討論を終わります。

議長（菊地康彦君）これから議発第1号山元町議会ハラスメント防止等に関する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（菊地康彦君）起立多数であります。

議発第1号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第24. 議発第2号を議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

4番（丸子直樹君）はい、議長。それでは、議発第2号農作物へのカメムシ類防除に対する支援を求める意見書について説明いたします。

このことについて、別紙のとおり山元町議会会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提案理由です。近年、気候変動の影響により全国的にカメムシ類の大量発生が報告されております。カメムシ防除には高度な知識と技術が求められ、その費用も決して少なくありません。現状では原則として受益者負担となっており、財政基盤の脆弱な基礎自治体単独での対応には限界があります。この問題は一自治体の努力だけで解決できるものではなく、広域的かつ国の支援を伴った対応が不可欠であると考えます。良質な農作物の安定生産と持続可能な農業経営を実現するためには、国による積極的な支援が不可欠です。よって、国等に強く要望するものです。なお、詳細につきましては別紙意見書（案）をご参照いただきたいと思います。

山元町議会議長 菊地康彦殿

令和7年6月13日 提出者 丸子直樹

以上でございます。

議長（菊地康彦君）これから提出者に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議長（菊地康彦君）これから議発第2号農作物へのカメムシ類防除に対する支援を求める意見書を採決します。
お諮りします。
本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。
議発第2号は原案のとおり可決されました。

議長（菊地康彦君）日程第25. 議発第3号を議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

3番（遠藤龍之君）はい、議長。議発第3号公共事業関連関係予算等の確保を求める意見書について説明いたします。

このことについては、別紙のとおり山元町議会議規則第13条第1項及び第2項の規定の規定により提出いたします。

提案理由について、少子高齢化が進む我が町では地域づくりと持続可能なまちづくりを実現するために学校、道路、上下水道といった社会資本の整備と機能維持が不可欠です。しかし、本町のような小規模自治体は自主財源の確保に努力しているものの、経済情勢や国の政策、特に地方交付税の動向によっては新たな社会資本の整備どころか既存インフラの適切な管理すら困難になるという大きな課題を抱えています。このような地域の厳しい実情を踏まえ、国がさらなる責任を持って公共事業関係予算等と確保するよう強く望み要望いたします。なお、詳細については別紙意見書（案）をご参照いただきたいと思います。

山元町議会議長 菊地康彦殿

令和7年6月13日 提出者 遠藤龍之

賛成者 品堀栄洋

以上でございます。

議長（菊地康彦君）これから提出者に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから議発第3号公共事業関係予算等の確保を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議発第3号は原案のとおり可決されました。

議 長（菊地康彦君）日程第26. 委発第4号を議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

総務民生常任委員会委員長（渡邊千恵美君）はい、議長。それでは、委発第4号意見書について説明いたします。

このことについて、別紙のとおり山元町議会会議規則第13条第3項の規定により提出いたします。

提案理由です。冤罪は最大の人権侵害であり、その迅速な救済は国の重要な責務です。しかし、現行の再審制度は規定が不十分で、裁判所の裁量に任され、証拠開示も不透明なため、審理が長期化しがちです。よって、本議会は冤罪被害者を速やかに救うため、証拠開示の明確化を含む再審既定の改正を強く要望します。なお、詳細については別紙意見書（案）をご参照いただきたいと思います。

山元町議会議長 菊地康彦殿

令和7年6月13日

総務民生常任委員会委員長 渡邊千恵美

以上でございます。

議 長（菊地康彦君）これから提出者に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議 長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議 長（菊地康彦君）これから委発第4号再審法改正を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

委発第4号は原案のとおり可決されました。

議 長（菊地康彦君）日程第27. 閉会中の継続審査申出についてを議題とします。議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から、山元町議会会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり、継続調査の申出書が提出されております。

お諮りします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の審査調査に付することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

議 長（菊地康彦君）日程第28. 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

ただいまお諮りしましたとおり、議員派遣の件は決定されました。

お諮りします。

ただいま決定されました議員派遣の内容に、今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

変更を要するときの取扱いは議長に一任することに決定いたしました。

議 長（菊地康彦君）これで本日の議事日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和7年第2回山元町議会定例会を閉会します。

午後2時58分 閉会
